

(仮称)宇都宮市自治基本条例素案について

1 自治基本条例制定の背景とその必要性

- ・ 地方分権改革が進められる中、国と地方の関係が「対等・協力」へと変化し、地方自治体においては、「自己決定・自己責任」に基づいた自治を行っていくことが求められています。
- ・ 少子高齢・人口減少社会を迎え、行政だけでは解決できない公共的な課題が増加してきており、市民との協働によるまちづくりの推進が求められています。

2 自治基本条例制定の目的

本市が策定しようとする自治基本条例は、本市が目指す自治の姿を明らかにするとともに、市民がさらに幸せに暮らせるようにすることを目的としています。

3 (仮称)宇都宮市自治基本条例素案について

(1) 基本的な考え方

次の考え方に基づき、「宇都宮市自治基本条例を考える会議」（下記※に説明。以下、本文中では「考える会議」といいます。）の提言の内容を生かしながら、条例案を作成していくこととします。

- ・ この条例は、本市の条例、計画等の体系の最上位に位置付けるものとします。
- ・ この条例は、宇都宮らしい自治を育み、広く市民に親しまれるものとします。
- ・ この条例は、広く市民に理解される、分かりやすいものとします。

※「宇都宮市自治基本条例を考える会議」

- ・ 条例を策定するに当たり、その内容を多様な視点から検討することを目的に、市長が平成18年6月に設置した会議（懇談会）
- ・ 学識経験者、関係団体代表者、公募市民、市議会議員及び執行機関職員で構成

(2) 条例素案の構成及び各項目の考え方

ア 条例素案の全体構成

「考える会議」の提言を生かしながら、内容を分かりやすく整理し、「条例」としてふさわしい形に体系化しました。

イ 条例素案の項目

- (ア) 体系については、市民自治及び団体自治の観点から、市民の権利及び責務、市政運営の原則等を基本的な柱立てとしました。さらに、本市の特徴ともいえる、公共的活動（市民間の規律である私的自治の原則）を加えました。
- (イ) 本文中の各項目については、市政運営（官民間の関係）と公共的活動（市民間の関係）とに整理しました。
- (ウ) 前文は、「考える会議」の提言の原文を、可能な限り反映しました。
- (エ) 目的及び基本理念については、前文の考え方を十分踏まえて設定しました。
- (オ) 「考える会議」の提言については、類似する内容を、その趣旨を十分に踏まえつつ、条例素案の体系に沿って、可能な限りまとめました。
- (カ) 本市の自治の最も基本的な事項を定める条例であることから、普遍性のある文言としました。

3 (仮称)宇都宮市自治基本条例素案の特徴

(仮称)宇都宮市自治基本条例素案は、上記の考え方に基づき、本市の自治の最も基本的な内容を定める条例として体系化・普遍化したものです。

本市の自治基本条例素案の特徴は、以下の4点です。

(1) 基本理念

憲法第92条の「地方自治の本旨」から導かれる住民自治及び団体自治の理念を規定するとともに、前文を反映し、協働及び社会資源の活用により公共的活動を効果的に推進していくべきことを明らかにしました。

(2) 行政経営手続

計画・実施・評価・改善の流れ（PDCAサイクル）に従って、施策・事業の方針、予算（編成・執行）、行政評価、行政改革及び財政状況の公表を明らかにしました。

(3) 公共的活動

協働及び社会資源の活用により推進していく公共的活動の行動指針として、自立と互助（話し合い、助け合い、連携及び率先行動）のほか、情報共有や人材育成（人づくり）を明らかにしました。

また、市政を補い、充実させる主体として、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の役割を明らかにしました。

(4) 市民の市政参画

市民の権利として規定する市政への市民参画が十分に図られるよう、その手段として、① 審議会等における委員の公募、② 市民意見の公募（パブリックコメント）、③ 個別の具体的な課題に対応し、その都度、条例を制定して実施する住民投票制度 を明らかにしました。